

岐阜労働局発表
令和6年9月30日(月)

担 当	岐阜労働局 労働基準部 監督課
	監督課長 平林 健生 専門監督官 土本 吉宏 電話 058-245-8102

自動車運転者を使用する事業場に対する 令和5年の監督指導、送検等の状況を公表します

～ 労働基準関係法令の違反率は約70%超、改善基準告示違反は50% ～

岐阜労働局(局長 千葉 登志雄)は、県下の7労働基準監督署が、令和5年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の結果を取りまとめました。概要は以下のとおりです。

1 監督指導結果等

監督指導を実施した事業場は189事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、136事業場(72.0%)。また、改善基準告示違反が認められたのは、95事業場(50.3%)。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)

主な労働基準関係法令違反事項は、労働時間(37.6%)、割増賃金の支払(14.3%)、労働時間把握(6.9%)。

主な改善基準告示違反事項は、総拘束時間(31.7%)、最大拘束時間(31.7%)、休息期間(23.3%)、最大運転時間(22.2%)。

2 発着荷主等に対する要請

発着荷主等に対する長時間の荷待ちの改善及び運送業の発注担当者に改善基準告示を周知する等の要請を実施した事業場は304事業場。

詳細は別紙1参照

岐阜労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応します。

さらに、令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、「荷主特別対策チーム」が、長時間の荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています(別紙2参照)。

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検等の状況（令和 5 年）

1 監督指導の状況

（ 1 ）業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業 種	事 項	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反事業場	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	時間把握
トラック		151	113 (74.8%)	61 (40.4%)	22 (14.6%)	5 (3.3%)
バス		13	9 (69.2%)	7 (53.8%)	1 (7.7%)	5 (38.5%)
ハイヤー・ タクシー		8	3 (37.5%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)
その他		17	11 (64.7%)	2 (11.8%)	3 (17.6%)	3 (17.6%)
合計		189	136 (72.0%)	71 (37.6%)	27 (14.3%)	13 (6.9%)

（注 1）「その他」欄は、トラック、バスおよびハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など。）。以下同じ。

（注 2）違反事項が 2 つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

（ 2 ）業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

業 種	事 項	監督実施 事業場数	改善基準告示 違反事業場	主な違反事項				
				最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック		151	83 (55.0%)	50 (33.1%)	51 (33.8%)	42 (27.8%)	30 (19.9%)	34 (22.5%)
バス		13	7 (53.8%)	6 (46.2%)	7 (53.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (46.2%)
ハイヤー・ タクシー		8	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他		17	5 (29.4%)	4 (23.5%)	2 (11.8%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)
合計		189	95 (50.3%)	60 (31.7%)	60 (31.7%)	44 (23.3%)	31 (16.4%)	42 (22.2%)

(参考)トラック運転手に係る改善基準告示

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても15時間以内

1か月の総拘束時間：原則284時間以内（労使協定締結の場合、310時間以内）

休息期間：継続9時間以上（勤務と次の勤務との間の自由な時間）

連続運転時間：4時間以内

最大運転時間：2日を平均し1日当たり9時間以内、2週間を平均し1週間当たり44時間以内

(3)令和3年から令和5年までの業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場の事業場数は次のとおりであった。令和5年においても、全体で約70%超の事業場に法令違反が認められており、違反率は高止まりの状況である。

業種・事項		年		
		令和3年	令和4年	令和5年
トラック	監督実施事業場数	142	164	151
	労働基準関係法令違反事業場 (73.9%)	105 (73.9%)	124 (75.6%)	113 (74.8%)
バス	監督実施事業場数	1	3	13
	労働基準関係法令違反事業場 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	9 (69.2%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	4	10	8
	労働基準関係法令違反事業場 (100.0%)	4 (100.0%)	8 (80.0%)	3 (37.5%)
その他	監督実施事業場数	23	16	17
	労働基準関係法令違反事業場 (82.6%)	19 (82.6%)	11 (68.8%)	11 (64.7%)
合計	監督実施事業場数	170	193	189
	労働基準関係法令違反事業場 (75.3%)	128 (75.3%)	146 (75.6%)	136 (72.0%)

労働時間に係る情報を端緒に監督指導を実施

概要

自動車運転者（28名）について、時間外・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせ、1か月の時間外・休日労働時間数が80時間を超えている者が認められた。

また、自動車運転者の中には1か月の拘束時間が365時間、1日の拘束時間が上限の16時間（注1参照）を超え、勤務終了後の休息期間も8時間未満（注2参照）、1日の運転時間の平均が9時間及び連続運転時間が4時間を超えている者が認められた。

指導内容

- 1 36協定で定める限度を超える違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導し、併せて、過重労働による健康障害防止のため、長時間労働の削減について具体的方策を講ずるよう指導した。

労働基準法第32条違反

- 2 自動車運転者の1日及び1か月の拘束時間、勤務終了後の休息期間、1日の運転時間、連続運転時間が、改善基準告示に定める上限を超えていることについて、是正を指導した。
改善基準告示違反（最大拘束時間、総拘束時間、休息期間、最大運転時間、連続運転時間）

指導後の会社の取組

- 1 自動車運転者の時間外労働・休日労働の実績及び36協定で定める時間をグラフに示した上で業務量の平準化を行うことにより、労働時間の削減を図った。
- 2 運行管理者と自動車運転者が個別に面談をし、時間外労働・休日労働及び改善基準告示のルールについて再確認を行い、労使双方において運行ルートの見直しを行った。

（注1）トラック運転手に係る改正前の改善基準告示（令和6年3月31日まで）

1日の最大拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

（注2）トラック運転手に係る改正前の改善基準告示（令和6年3月31日まで）

休息期間は継続8時間以上（勤務と次の勤務との間の自由な時間）

2 司法事件の送検状況

令和3年から令和5年までの3年間において重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、岐阜労働局管内の労働基準監督機関が送検した件数は次のとおりであった。

業種 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年
トラック	1		5
バス			
ハイヤー・タクシー			
その他			
合計	1	0	5

司法事件 事例（トラック）

違法な時間外労働を行わせていた疑い

捜査の経過

労働基準監督署における監督指導において、自動車運転者に係る1か月の時間外・休日労働時間数が100時間を超える等の違法な時間外労働が行われていたため、是正勧告書を交付し、その後は是正がされたが、一定の期間を経過した後に監督指導を実施したところ、違法な時間外労働が繰り返されていたため、捜査を行ったもの。

被疑事実

自動車運転者に対し、1週あたり最大26時間13分、1日あたり最大9時間42分、合計102時間34分の違法な時間外労働を行かせたもの。

違反条文

労働基準法 第32条（労働時間）

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

3 国土交通省中部運輸局との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

岐阜労働局と国土交通省中部運輸局（以下「中部運輸局」という。）では、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督署と地方運輸機関における監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

過去3年間の通報件数は次のとおり。

事項	年	令和3年	令和4年	令和5年
岐阜労働局から中部運輸局に通報した件数		10件	13件	19件
岐阜労働局が中部運輸局から通報を受けた件数		29件	25件	13件

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

岐阜労働局と中部運輸局では、事案に応じ合同で監督・監査を実施している。

過去3年間の合同監督・監査の実施状況は次のとおり。

事項	年	令和3年	令和4年	令和5年
岐阜労働局が中部運輸局と合同で監督指導した件数		7件	3件	0件

4 発着荷主等に対する要請等の取組

(1) 荷主特別対策チームについて

- ・ 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。
- ・ しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対し要請と働きかけを行うこととしました。

【取組の概要】

労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。

長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに設置された「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」()において、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



QRコード :

(2) 発着荷主等に対する要請

	令和5年	令和6年1月～令和6年8月
発着荷主等に対する要請を実施した事業場数	304件	48件